別紙４

審　査　基　準　表

（特定健診実施率向上対策事業委託）

審査項目	審査内容	配点	倍数	総合
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	５	２	５０
	事業対象市町村の特定健診実施スケジュールに合わせた事業が実施できるよう、計画的な業務スケジュールとなっているか。	５	１	
	データを活用した対象者の選定や分類の考え方が含まれた提案となっているか。	５	２	
	勧奨通知物（メッセージ）には工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。また、見やすくて分かりやすいデザインであり、実施率向上に効果的なものになっているか。	５	３	
	効果分析について、項目や内容は適切なものになっているか。また、改善策の提示が期待できる提案となっているか。	５	２	
独　自　性	本県の課題に即し、事業者ならではの強みを生かした、実施率向上に資する独自の取組があるか。	５	６	３０
運営体制	業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。	５	１	１０
	情報セキュリティ対策の重要性を認識し、厳重に管理されているか。	５	１	
経　済　性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	５	１	１０
	提案価格に優位性はあるか。 （最少提案価格／提案価格）×配点。 ※小数点第２位を四捨五入。	５	１	
実　　績	都道府県又は国保連合会単位での同様の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。	５	２	２０
	市町村単位での同様の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。	５	２	
合　　計				１２０

【審査方法】

（１） 委員は、各審査項目について審査を行い、５段階で採点する。

（２） 全ての委員の点数を合計し、最高点数となった参加者を受託候補者として決定する。

なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。

（３） 委員の合計点数が最低基準点（「〇〇〇点×委員数」の６割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。

（４） 参加者が１者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点（「〇〇〇点×委員数」の６割）以上になったときは、その参加者を受託候補者として決定する。
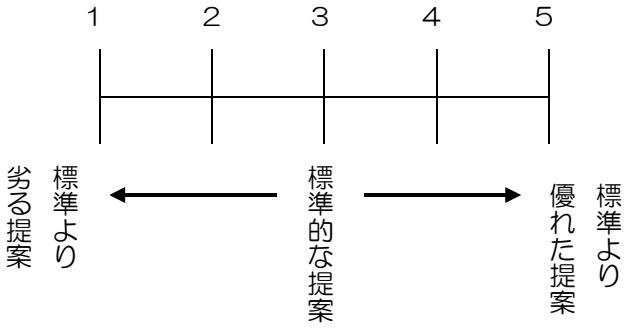
【評価基準】